

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年5月12日

1 入札に付する事項

別記のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 入札日の前日までに、契約物品について、サンプル等により別記2の物品の仕様に係る担当者の確認を受けたものであること。ただし、過去3年間に（公財）愛媛県動物園協会が行った同じ物品に関する入札に参加したものについては、確認を要しない。

3 入札及び開札

(1) 入札方法

ア 紙入札による。

イ 入札回数は3回とする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県立とべ動物園ホームページ

<https://www.tobezoo.com/>

(3) 入札の日時

令和7年5月19日（月）15時から

(4) 開札の日時

即時開札

(5) 入札及び開札の場所

愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

(6) 問合せ先

公益財団法人愛媛県動物園協会

〒791-2117 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地 電話番号（089）962－6000

4 その他

詳細は入札説明書による。

別記

(1) 件名

動物飼料（青果）の単価契約

(2) 購入物品名及び数量

品名	品質・規格	購入見込総量 2 か月分	納入頻度
人参	葉落とし・洗い	2,500kg	週3回
甘藷		3,000kg	週3回
リンゴ	格落品でも可	2,500kg	週3回

共通仕様

別添の納入飼料の共通規格事項他について別に掲げるとおり。

(3) 契約期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで

(4) 納入場所

愛媛県伊予郡砥部町上原町 2 4 0 番地

愛媛県立とべ動物園内指定場所

2. 物品の仕様に係る担当者等

公益財団法人愛媛県動物園協会

〒791-2117

愛媛県砥部町上原町 2 4 0 番地

電話089-962-6000

担当者 連・中山

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別添入札公告別記に掲げるとおり。

2 入札参加者に必要な資格

別添入札公告の2に掲げるとおり。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び会計規程を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記の2に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (4) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保管料、保険料、関税等納入に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札すること。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (6) 開札の日時及び開札の場所は、別添入札公告の3（3）～（5）に掲げるとおり。
- (7) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び立会職員以外の者は入場することができない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (10) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人

となることはできない。

- (12) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。入札回数3回で落札しない場合は、2回を限度として見積に移行するものとする。

4 入札保証金 免除

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (8) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (9) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) この公告に示した物品を納入できると理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金 免除

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から10日以内に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 その他必要な事項

(1) 入札方法

入札書の様式は様式1のとおりとする。委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式2のとおりとする。

(2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

様式1

入 札 書

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 村 上 忠 様

入札者

住 所

名 称

氏 名

印

¥ -

ただし、 _____ 1 kg 当たりの単価

(消費税及び地方消費税を含まない。)

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、
契約条項を承認のうえ入札いたします。

委任状

令和 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会

理事長 村 上 忠 様

住 所

名 称

氏 名

印

住所 _____

私は、 _____ を代理人と定め、下記の

氏名 _____ 印

売買に関する入札の一切の権限を委任します。

記

_____ 1 kg 当たりの単価

(物品名を記入)

納入飼料の共通規格事項他について

1. 腐敗・害虫・異物混入のないもの
2. 果物・野菜・肉類・魚類・乳製品は、鮮度・風味良好なもので、一般的に人間が飲食可能なもの（加工用など）
3. 固有・形状をもち、虫の食害・奇形・変色・亀裂・凍傷・発芽のないもの
4. 果物・野菜については、残留農薬の少ない、安全性の高いもの
5. 購入予定量は、過去の取扱量から算出したものでこの量を確約するものではありません。
動物の死亡・出産などでの増減があります。

契 約 書

注文者 (甲) 公益財団法人 愛媛県動物園協会
供給者 (乙)

甲と乙の間において、継続的供給を目的としておのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(契約物品)

第1条 乙がこの契約により甲に供給する物品の種類・品質・規格・単価は下表のとおりとする。

品 名	品質・規格	単位	単 価	備 考
				消費税及び地方消費税 10%、 円込

(契約期間)

第2条 契約の期間は、令和 7年 6月1日から令和7年7月31日までとする。

(納期及び場所)

第3条 契約物品の納期及び場所は、甲が発注のときに指定した期日及び場所とする。

(納入及び検査)

第4条 乙は物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 乙から前項の通知を受けたときは、甲はその日から10日以内に乙の立会のうえ検査を行い検査に合格したものについてはその引き渡しを受けるものとする。

3 前項の検査は、甲の所有する計量機によって行うものとする。

4 乙は2項の検査に合格しないものについては速やかにこれを代品と取り替えなければならない。

5 乙は予め甲の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合はその都度前4項を準用する。

(納入に要する費用の負担)

第5条 物品納入に要する運賃、その他総ての費用は乙の負担とする。

(検査に要する費用の負担)

第6条 第4条の検査に要する総ての費用は乙の負担とする。

(契約代金の支払)

第7条 乙は第4条第2項の規定による検査に合格した物品について、毎月納入伝票を取りまとめのうえ、納入明細書を作成し、適法な請求書に添え甲に提出するものとする。

2 前項の請求書の請求額は、総納品量に契約単価を乗じて算出した額とする。ただし、月締め請求額に円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

3 甲は前項の支払の請求があったときはこれを受理した日から30日以内に支払いを終らなければならない。

4 第4条第4項の規定により分納したときは、第1項に準じ部分払いの請求をすることができる。その支払いについては第2項を準用する。

(支払遅延利息)

第8条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第7条第3項の支払期限内に対価の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)に定める率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(権利義務の譲渡)

第9条 この契約によって生ずる権利もしくは義務は、これを第三者に譲渡しまたは承継せしめてはならない。

(乙の請求による期間の延長)

第10条 乙は、その責めに帰することができない事由により納入期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して納期の延長を求めることができる。但し

その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

(契約内容の変更)

第11条 甲は、必要がある場合には注文の内容を変更することができる。この場合において契約金額または納入期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲又は、乙は契約期間内にインフレーションその他の異常な事由の発生により、契約単価が著しく不適性となったときは相手方に対して契約単価の変更を求めることができる。

(履行遅延の場合における損害金)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかったときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約単価に遅延物品の数量を乗じた額に年5.0パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

(検査の遅延)

第13条 甲の責めに帰する事由により第4条第2項の期間内に検査しないときは、その時期を経過した日から検査をした日までの期間の日数は第7条第3項の期間(約定期間)の日数から差し引くものとする。

2 前項による遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその越える日数に応じ前条の遅延利息を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は乙が次の各号の1に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰する事由により頭書の期限内に納入を終らずなお相当の期限をおくもその見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 前号のほか乙が契約に違反しその違反によって契約の目的を達する見込みがないと甲が認めたとき。

(甲が契約を解除した場合の違約金)

第15条 乙は前条により甲から契約を解除された場合は直ちに契約代金の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

(保証金)

第16条 契約保証金は免除する。

(乙の解除権)

第17条 乙は、第1条に定める物品を納入することが不可能になったときは契約を解除することができる。

(契約解除による物件の引き取り)

第18条 契約を解除した場合においては、乙は甲が引き渡しを受けた物件のほかはこれを速やかに引き取らなければならない。

2 前項の場合において乙が正当と認められる事由なしに速やかに引き取りを終らないときは甲は乙に代ってその物件を処分することができる。この場合、乙は異議の申立をすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めない事項については、公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程に基づくものとし、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作り、当事者記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 注文者

伊予郡砥部町上原町240番地
公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 村上 忠

(乙) 供給者